

開 会 午後1時

---

○議長（飯島弘之） ただいまから、令和5年第4回札幌市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

---

○議長（飯島弘之） 出席議員数は、64人です。

---

○議長（飯島弘之） 本日の会議録署名議員として高橋克朋議員、竹内孝代議員を指名します。

---

○議長（飯島弘之） ここで、事務局長に諸般の報告をさせます。

○事務局長（鈴木和弥） 報告いたします。

福士 勝議員、かんの太一議員は、所用のため、本日の会議を欠席する旨、吉岡弘子議員は、所用のため、本日から12月12日までの会議を欠席する旨、また、ふじわら広昭議員は、所用のため、遅参する旨、それぞれ届出がございました。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております。

以上でございます。

---

○議長（飯島弘之） ここで、去る10月4日の本会議において同意の議決を行い、任命されました本市人事委員会委員をご紹介します。

祖母井委員。

○人事委員（祖母井里重子） ご挨拶を申し上げます。

議会のご同意をいただき、人事委員会委員に再任されました祖母井でございます。

人事委員会委員として、人事行政の適正な運営に引き続き全力を尽くしてまいりますので、ご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

ありがとうございました。（拍手）

---

○議長（飯島弘之） これより、議事に入りま

す。

日程第1、議席の一部変更の件を議題とします。

お手元に配付の議席表のとおり、議席の一部を変更したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（飯島弘之） 異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

---

○議長（飯島弘之） 次に、日程第2、会期の件を議題といたします。

（伴 良隆議員「議長」と呼び、発言の許可を求む）

○議長（飯島弘之） 伴 良隆議員。

○伴 良隆議員 会期設定の動議を提出いたします。

本定例会の会期を本日から12月12日までの14日間とすることを求める動議であります。（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（飯島弘之） ただいまの伴議会運営委員長の方の動議に対し、所定の賛成者がおりますので、本動議を直ちに問題とし、採決を行います。

動議のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（飯島弘之） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から12月12日までの14日間と決定されました。

---

○議長（飯島弘之） 次に、日程第3、議案第1号から第41号までの41件を一括議題とします。

いずれも、市長の提出によるものです。

提案説明を求めます。

秋元市長。

（秋元克広市長登壇）

○市長（秋元克広） ただいま上程をされました諸案件につきまして、逐次、提案の趣旨とその概要をご説明申し上げます。

初めに、議案第1号 令和5年度札幌市一般会計補正予算についてご説明いたします。

補正の第1は、後ほどご説明いたします職員の給与改定に伴い、給料及び職員手当等について所要の経費を追加するものであります。

補正の第2は、市有施設の光熱費に関するものであります。

これは、原油や天然ガス等の価格高騰の影響により、学校やインフラ施設をはじめとした市民生活を支える市有施設について、当初に計上した光熱費の予算額に不足を生ずる見込みであることから、必要な経費を追加するものであります。

このほか、年度内に新たに予算措置の必要が生じたものとして、不足が見込まれる子ども医療費助成に係る経費を追加するほか、ふるさと納税の寄附金の増加に伴う返礼品の調達、資材価格や労務単価の上昇を踏まえた駒岡清掃工場の整備事業に係る契約金額の変更等に係る経費に加え、市税の過誤納に係る還付金などを追加するものであります。

以上によります一般会計歳出予算の補正総額は75億6,200万円となり、その財源として、歳出予算の補正に伴う特定財源の補正を行うほか、決算見込みを踏まえ、地方交付税について31億9,716万6,000円を増額し、不足する一般財源について繰越金を充てるものであります。

次に、繰越明許費の補正であります。これは、事業進捗の遅れにより年度内の執行が困難と予想される花畔人道橋の橋梁補修や定山溪地区における足湯の新設などの事業について、事業費の一部または全部を翌年度に繰り越すために設定するものであります。

次に、債務負担行為の補正であります。まず、公の施設のうち、運営管理業務に係る指定管理者との協定の期間が本年度末をもって満了するもののほか、新たに指定管理者による管理を行うものにつきまして、本年度中に来年度以降の協定を締結するため、債務負担行為を設定するもので

あります。

なお、これに関連しまして、来年度以降の指定管理者を指定するため、議案第16号から第19号までの公の施設の指定管理者の指定の件を提出しております。

また、資材価格や労務単価の上昇を踏まえた契約金額の変更を行う必要がある中央区複合庁舎の整備のほか、事業執行の平準化を図るために工事の早期発注を行う道路、街路の新設改良や生活道路等の整備に加え、早期に契約を結ぶ必要がある消防ヘリコプター機体の調達や駒岡清掃工場の整備などの事業について、それぞれ債務負担行為の設定や限度額の変更を行うものであります。

議案第2号 令和5年度札幌市後期高齢者医療会計補正予算は、保険料の過誤納に係る還付金に不足を生ずる見込みであることから、必要な経費を追加するものであります。

議案第3号 令和5年度札幌市介護保険会計補正予算は、令和6年度に予定される利用者負担の割合や保険料率等に係る制度改正に対応するための介護保険システムの改修に係る経費を追加するとともに、事業着手が年度末となる関係上、事業費の全額について繰越明許費を設定するものであります。

また、地域包括支援センターにおいて、令和6年4月から認知症ケアを担う専門職員を増員するために、年度内に契約を結ぶ必要があることから、債務負担行為の限度額の変更を行うものであります。

議案第4号 令和5年度札幌市公債会計補正予算は、先ほどご説明いたしました一般会計の補正に伴う市債の整理を行うものであります。

議案第5号から第7号までの病院事業会計、中央卸売市場事業会計及び下水道事業会計の補正予算3件は、いずれも電気料金及びガス料金の上昇に伴い、営業費用の増額等を行うものであります。

これに加え、病院事業会計については、給与改

定に伴い必要となる給与費の増額補正を行うものであり、下水道事業会計については、管路布設等事業の一部について、工事の早期発注による事業執行の平準化を図るため、債務負担行為を設定するほか、手稲水再生プラザほか改築について、入札不調により工期の見直しが必要であるため、債務負担行為の期間を変更するものであります。

議案第8号から第14号までの条例案7件は、本年9月21日に、札幌市人事委員会から、民間給与が職員給与を1.00%上回っているため、その公民較差の大きさを考慮して給料を引き上げること等を内容とする報告及び勧告が行われたことや、地方自治法が改正されたこと等に伴い、一般職と特別職の職員、教育職員、特定任期付職員及び会計年度任用職員の給与について、人事委員会勧告制度の趣旨、これまでの改定経緯等を踏まえ、その勧告や法改正を考慮した改正等を行うものであります。

その主な内容についてご説明いたしますと、まず、給料表につきまして、行政職、消防職、医師職、教育職、特定任期付職員及び会計年度任用職員の給料表の改定を行うものであり、諸手当につきましては、期末・勤勉手当の引上げを行うとともに、令和6年度から会計年度任用職員に勤勉手当の支給を行うほか、令和7年12月から、職員の勤勉手当について、その制度趣旨を踏まえ、その基礎となる金額の算定方法を改めるものであります。

議案第21号 札幌市証明等手数料条例の一部を改正する条例案は、テクノロジーを活用したスマート保安を促進することを目的とした高圧ガス保安法の改正等に伴い、認定高度保安実施者が液化石油ガスの貯蔵施設の設置等に係る完成検査を行った場合の手数料を定めるものであります。

議案第23号 札幌市児童会館条例の一部を改正する条例案は、改築する光陽小学校及び山の手小学校に併設するため、光陽児童会館及び山の手児童会館の所在地をそれぞれ変更するものであります。

す。

議案第24号 札幌市国民健康保険条例の一部を改正する条例案は、国民健康保険法等の改正に伴い、子育て世帯の負担軽減のため、出産前後の被保険者に係る保険料の所得割額及び均等割額を減額するものであります。

議案第26号は、札幌市中小企業融資制度に係る損失補償契約による回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例案であります。

昨今、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた多くの中小企業者等が利用した国や本市の融資制度について、返済の据置期間の終了により返済開始を迎える中小企業等が増加することに伴い、借入金の返済が困難となる中小企業者等も増加することが懸念されております。

そこで、このような中小企業者等の再生支援等に向けた機動的な対応を可能とするため、事業再生等の可能性が高いと認められるなどの一定の要件を満たす場合には、北海道信用保証協会が当該中小企業者等に対して有する求償権を他の金融債権者による債権放棄と同時に放棄することについて承諾し、当該求償権に関して本市が有する権利を放棄できる旨を定めるものであります。

議案第28号 札幌市営住宅条例の一部を改正する条例案は、市営住宅をより一層公平かつ的確に供給するため、単身で入居できる者の範囲を拡大するとともに、入居者の決定の際に優先的に選考する者について、小学生以下の子どもがいる世帯等を追加するほか、入居手続における連帯保証人の確保を不要とするものであります。

議案第29号 札幌市立学校設置条例等の一部を改正する条例案は、真駒内地区新設義務教育学校を令和9年4月に設置し、これに伴い、真駒内桜山小学校及び真駒内中学校を廃止するほか、令和7年4月に開校予定の定山溪地区新設義務教育学校の正式名称を札幌市立義務教育学校定山溪学園と定めるものであります。

議案第30号 札幌市火災予防条例の一部を改正

する条例案は、近年の蓄電池設備の種類の多様化や大容量化に対応するための消防法に基づく関係省令の改正等に伴い、蓄電池設備等の規制対象の範囲及び火災予防上必要な措置を改めるとともに、固体燃料を使用する厨房設備に係る火災予防上安全な距離を新たに定めるものであります。

議案第31号は、工事請負契約締結の件であります。

これは、市営住宅光星団地5号棟の耐震改修工事その他居住性向上を図るための改修工事に係る事業でありまして、建物の設計、施工等を民間事業者に一括して発注する、いわゆるデザイン・ビルド方式を採用しております。

この設計、施工等に係る契約につきまして、総合評価一般競争入札を経て、議案記載の請負業者が契約の相手方となりましたので、このたび、契約を締結しようとするものであります。

議案第33号及び第34号は、いずれも訴えの提起の件でありまして、本市が貸し付けた住宅新築資金及び宅地取得資金について、これらを滞納した者の連帯保証人らに対し、償還するよう勧告を行いましたが、相手方が応じないなど、償還を完了する見通しが立たない状況にありますことから、訴えを提起するものであります。

議案第40号は、令和5年度札幌市一般会計補正予算であります。

これは、先日閣議決定された総合経済対策を踏まえた国の補正予算案において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の重点支援地方交付金における低所得世帯支援枠が追加的に拡大されるとともに、地域の実情に応じた支援を行う推奨事業メニュー分が追加計上されたこと等を受けまして、必要な予算措置を講ずるものであります。

補正の第1は、市民生活への支援に関するものであります。

これは、住民税が非課税の約35万世帯に7万円の物価高騰対応臨時給付金を給付するための経費

を追加するものであります。

また、推奨事業メニュー分の追加に伴い、物価高騰の影響を受ける市民生活を幅広く支援するため、全ての市民を対象とした札幌生活応援プレミアム商品券の発行に係る経費を追加するほか、小・中学校等において、令和6年度も、これまでどおりの栄養バランスや量などを保った給食を提供しつつ、保護者等の負担が大きくなるよう対策を講ずるために必要な経費を追加するものであります。

補正の第2は、国の制度改正に伴うものでありまして、令和6年12月支給分からの適用が想定される児童手当制度の改正に伴うシステムの改修に必要な経費を追加するものであります。

以上によります一般会計歳入歳出予算の補正総額は286億3,500万円となり、この財源といたしましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金281億6,900万円を含む国庫支出金282億9,800万円を充て、差引き3億3,700万円の一般財源につきましては、増額が見込まれる地方交付税を充てるものであります。

次に、繰越明許費の補正であります。先ほどご説明いたしました歳出予算について、事業着手が年度末となる関係上、事業費の全部を翌年度に繰り越すためのものであります。

議案第41号 令和5年度札幌市国民健康保険会計補正予算は、これも総合経済対策を踏まえた国の補正予算案に関するものであり、令和6年秋に予定されるマイナンバーカードと健康保険証の一体化に対応するための国民健康保険システムの改修に係る経費を追加するとともに、事業着手が年度末となる関係上、事業費の全額について繰越明許費を設定するものであります。

このほかの議案につきましては、いずれも議案末尾に記載の理由によりご了解いただけるものと存じますので、説明を省略させていただきます。

なお、報告第1号から第3号までは、市営住宅に係る調停、本市の業務に関して発生した事故に

係る損害賠償及び和解並びに工事請負契約の金額変更に関する専決処分等の報告であります。

以上で、ただいま上程をされました各案件についての説明を終わります。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（飯島弘之） お諮りします。

ただいま説明のありました議案41件のうち、議案第1号から第30号まで、第32号から第41号までの40件につきましては、議事の都合上、その議事を延期することとし、議案第31号につきましては、これよりその議事を続行したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（飯島弘之） 異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

これより、議案第31号に対する質疑に入りますが、通告がありませんので、質疑を終了します。

（伴 良隆議員「議長」と呼び、発言の許可を求む）

○議長（飯島弘之） 伴 良隆議員。

○伴 良隆議員 委員会付託の動議を提出いたします。

ただいま議題とされております議案第31号を建設委員会に付託することを求める動議であります。（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（飯島弘之） ただいまの伴議会運営委員長等の動議に対し、所定の賛成者がありますので、本動議を直ちに問題とし、採決を行います。

動議のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（飯島弘之） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま議題とされております議案第31号は、建設委員会に付託されました。

---

○議長（飯島弘之） お諮りします。

本日の会議はこれで終了し、明日11月30日から12月4日までは議案調査等のため休会とし、12月

5日午後1時に再開したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（飯島弘之） 異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

---

○議長（飯島弘之） 本日は、これで散会いたします。

---

散 会 午後1時20分